

## 第24期第33回農業委員会総会

◇日 時 令和5年3月14日（火）午後2時00分

◇場 所 昭島市役所301会議室

◇出席委員  
1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄  
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和  
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治  
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 6番 細井 洋治 7番 高垣 明枝

◇事務局 森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項  
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について  
議案第2号 納税猶予農地の不耕作地について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長 それでは、只今から、第33回農業委員会総会を開催します。  
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は  
6番 細井委員 7番 高垣委員 を指名します。

議 長 これより本日の議事に入ります。  
本日の総会議案は、  
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (1件)  
議案第2号 納税猶予農地の不耕作地について (2件)  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） (2件)  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） (3件)

議 長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を  
次の通り提出する 令和5年3月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部  
英治 番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積515m<sup>2</sup>  
地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積363m<sup>2</sup> 面積合計878m<sup>2</sup> 申請人 ■■■■■  
■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和2年3月1日から令和  
5年2月28日まで 備考 平成8年5月14日付相続税納税猶予適格者証明発行

議 長 当該農地の耕作状況について説明願います。  
13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明いたします。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作  
者は、申請者とそのご子息です。調査年月日は、令和5年3月6日 立会い者

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第2号 番号1 納税猶予農地の不耕作地について、上程いたします。

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。  
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明いたします。

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。調査年月日は、令和5年3月6日 立会い者は、会長、職務代理、B班、事務局です。土地の案内ですが、■■■■■■■■■■を■■■■に進み、■■■■を左折し、30m先を右折した左側の農地です。農地の状況ですが、昨年の秋頃にトラクターで耕耘したと思われるものの、現況は一面枯草に覆われた状態であり、畑中央の通路部分には管理機、300Lのポリタンク、ビールケース、支柱、アーチ等が雑然と置かれていました。

この状況となった理由ですが、申請者が昨年の夏から秋にかけて2回ほど入退院を繰り返していました、耕作ができない状態にあったためであります。退院後申

請者と話をしまして、秋ごろに一度耕耘をしていただきましたが、その後何もしていなかったため当日の状況となっていました。パトロール翌日にも申請者と話をし、問題となっていることを伝えたところ、その翌日にはトラクターが入れられていきました。中央の管理機等はまだ片付けられていないかったため、引き続き話ををしていこうと思います。

以上です。

議 長

続きまして、事務局より補足説明願います。

事務局

はい、事務局。

職務代理の方からお話があったとおり耕耘していただいたということで、しばらく様子を見ようと思いますがいかがでしょうか。  
よろしくお願ひいたします。

議 長

以上説明が終わりました。これより質疑を行います。  
何かご意見等ございますか。

12番委員

用水との境の草がすごいので、境界がどのあたりかはわかりませんが、除草した方がより良いのかなと思いました。

4番委員

申請者は今おいくつですか。

2番委員

80歳前後だったと思います。

4番委員

体調は大丈夫ですか。

2番委員

お会いした感じは快方に向かっていました。

議 長

おはかりいたします。本件については、様子を見るということでよろしいですか。

委員一同

異議なし。

議 長

ご異議ないと認め、本件については、様子を見ていくこととします。

議 長

次に、議案第2号 番号2 納税猶予農地の不耕作地について、上程いたします。

総会資料

議案第2号 納税猶予農地の不耕作地について、上記の議案を次のとおり提出する 令和5年3月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積 793 m<sup>2</sup> 地番■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積 400 m<sup>2</sup> 地番■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積 786 m<sup>2</sup> 地番■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積 95 m<sup>2</sup> 面積合計 2,074 m<sup>2</sup> 申請者 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 平成29年9月30日から令和2年9月30日まで。備考 平成5年9月24日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議 長

当該農地の耕作状況について説明願います。  
11番 宮崎委員説明願います。

11番委員

はい、説明いたします。

今後については、再度申請者に説明を行い、それでも手が入らない場合は期限付きの指導もあり得ることを話していきたいと思います。

以上です。

議長 続きまして、事務局より補足説明願います。

事務局 はい、事務局。

■■■■の圃場でございます。こちらは、令和4年9月29日に肥培管理不適切の通知を送付していまして、事務局から電話もしております。その当時とあまり変化がないように思われますが、地区の担当委員が直接話をしていくことなので、もう一度だけ通知を送付し、事務局からも再度連絡を入れながら、今後こういうことが起きますよと説明してきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長 以上説明が終わりました。これより質疑を行います。本件については、今後どのようにしていくかご協議いただきたいと思います。  
何かご意見等ござりますか。

8番委員 申請者は前期の農業委員ですよね。このあたりのことはよくわかっていると思うのですが、何か言い分はあるんですか。

ご自宅の裏の剪定と、飛び飛びである圃場が忙しくて手が回らないというお話をあります。■■■■の時も現地で直接ご説明はしています。その際はやってはいただけですが、なかなか続かないということあります。

4番委員 一人でできる広さですか。

もうそういうレベルではないように思います。

11番委員 一番初めに植えた苗木が伸びすぎて、剪定するのも一苦労します。どういう年間スケジュールを組んでいるのかはわかりませんが、今度果実組合で手助けができるように提案してみようとは思っています。

5 番委員 数年前そんな話がありましたが、その時は断られた経過があります。

事務局 他の方が畠に入ってくるのを嫌う方でなかなかうまくはいきませんが、市民からクレームが入ったこともあるので様々な角度から改善を促していくかいいと思うところではあります

12番委員 8～9月には引き続きの申請が来るので、早めに整備するように通知を出した方が良いのではないかですか

## 委員一同　～全委員で審議～

10番委員	ちょっときつめの通知を出した方が良いのではないですか。
事務局	期限付きの通知を出すことができます。
委員一同	～全委員で審議～
議長	それでは、6月末までに剪定をするように通知を出す形でよろしいですか。
委員一同	いいと思います。
議長	おはかりいたします。本件については、6月末までに剪定をするように通知を出すということでご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議長	ご異議ないと認め、本件については、申請人に6月末までに剪定をするように通知を出します。
議長	次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） 番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況宅地 面積680の内495 m <sup>2</sup> 届出人 ■■■■■ ■■■■■ 転用目的 共同住宅
議長	当該農地の利用状況について説明願います。 6番 細井委員説明願います。
6番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料6ページのとおりです。案内図と公図は総会資料7ページを参照してください。調査年月日は、令和5年3月8日土地の案内につきましては、■■■■■■■より■■■■■へ240m直進後右折し、30m直進後右方向へ進み、135m直進した左側の土地です。農地の状況ですが、全面にわたり整地され、単管とメッシュシートで囲われていました。また、地番■■■■■と■■■■■の土地が三角形に残るように囲われていました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、アパートと駐車場。西は、住宅。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。 以上です。
議長	以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議長	次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） 番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿宅地 現況宅地 面積2,484.9 m <sup>2</sup> 地番■■■■■ 登記簿公衆用道路 現況公衆用道路 面積91m <sup>2</sup> 地番■■■■■ ■ 登記簿雑種地 現況雑種地 面積2.58m <sup>2</sup> 地番■■■■■ 登記簿公衆用道路 現況公衆用道路 面積106m <sup>2</sup> 地番■■■■■ 登記簿宅地 現況宅地 面積7.63



13番委員

はい、説明いたします。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議題

次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでござります。

總會資料

## 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況畠 面積36m<sup>2</sup> 地番■■■■  
登記簿田 現況畠 面積247m<sup>2</sup> 面積合計283m<sup>2</sup> 謙受人 ■■■■■  
謙渡人 ■■■■■ 転用目的 所有権移転 自用住宅

議長

当該農地の利用状況について説明願います。

12番 清水委員説明願います。

12番委員

はい、説明いたします。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第2号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでござります。

総会資料

## 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

番号3 所在地番登記簿番現況畠面積1,093m<sup>2</sup> 譲受人譲渡人  
持ち分持ち分転用目的 所有権移転 建売住宅

議長

当該農地の利用状況について説明願います。

4番 石川委員説明願います。

4番委員

はい、説明いたします。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者

議長	
委員	
委員	